

2016年11月9日

沖縄派遣の大阪府警機動隊員による市民に対する差別的言動に関する要請

沖縄県東村高江における米軍基地ヘリパッド移設工事周辺で抗議活動をしている市民に対して、大阪府警派遣の機動隊員がとった差別発言を含む行動とそれを擁護する松井大阪府知事の対応に、私たちは強い憤りを感じています。

背景

10月18日、沖縄県東村高江における米軍基地ヘリパッド移設工事周辺で抗議活動をしている市民に対して、大阪府警巡查部長および巡查長が「どこつかんどんじゃ、ぼけ、土人が」そして「黙れ、こら、シナ人」と暴言を吐くなどの差別的言動をとり、翌10月19日、その内容がインターネットで流された。

同日夜、松井一郎大阪府知事は、「表現が不適切だとしても、大阪府警の警官が一生懸命命令に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張ご苦労様」とツイッターで呟いた。さらに10月20日午前、記者団の質問に、松井知事は「沖縄の人の感情があるので言ったことには反省すべきだと思う。・・・そのことで個人を特定され、あそこまで鬼畜生のように叩かれるのはちょっと違うんじゃないか。相手もむちゃくちゃ言っている」と主張した。

この事実に対して、私たちは日本政府および大阪府に対して次のように懸念と要請を表明します。

懸念

1. 大阪府警巡查部長および巡查長の暴言は、沖縄の人たちを自分たちと異なり、かつ劣った民族の集団とみなし、威嚇し、黙らせようとする攻撃である。公権力、特に機動隊という物理的に市民を抑えることができる圧倒的な力を持つ立場のものが、公務執行中にこのような差別的言動を行ったことは、決して許されない。
2. そこで使われた「土人」「シナ人」との用語は、アイヌ民族をはじめとして、琉球や中国に対する日本の侵略や支配の歴史の中で、被支配者に対する侮蔑や嫌悪を煽る文脈で使われてきた用語であり、とりわけ、このような文脈で使われた場合は、明らかに相手を見下して貶める差別用語の意味を持つ。
3. これら用語の歴史的意味は、人権教育の中で確認され学習されてきたものであり、このような文脈で使われたのだから、「知らなかった」との言い訳は通用しない。
4. その後の松井知事の発言には、両機動隊員の発言が差別煽動発言であり、職務中の公務員が絶対に行ってはならない言動であるという認識があるとは思えないし、受け入れられるものではない。
5. これら言動は歴史的、先住民族やマイノリティに対する構造的差別に基づく言動による攻撃、すなわちヘイトスピーチといえる。その問題の深刻さゆえに、今年になって大阪市ヘイトスピーチ対処条例と国のヘイトスピーチ解消法がそれぞれ制定・施行され、法的小および行政的な対応が始まっている。こうした状況を鑑みても、法執行職員が施行間もない法律や条例で問題にされている行動に走り、地方自治体の首長がそうした法の精神を軽視するかのよう機動隊員を擁護したことは受け入れられるものではない。
6. 日本におけるヘイトスピーチおよび人種差別の問題は、2014年7月の国連自由権規約委員会による日本審査および同年8月の人種差別撤廃委員会による日本審査において重大な問題として取りあ

げられた。特に、自由権規約委員会はその総括所見のパラ 12 で「人種差別に対する啓発活動に十分な資源を割り振り、裁判官、検察官、警察官が憎悪や人種差別的な動機に基づく犯罪を発見するよう研修を行うようにすべく、更なる努力を払うべきである」と勧告している。本来、人種差別的な犯罪を発見する立場にあるはずの 2 名の機動隊員は、それとは逆の言動をとった。

7. 人種差別撤廃条約第 4 条 (c) 項は「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」と規定している。この条項のもと、元東京都知事による差別助長発言に関連して、人種差別撤廃委員会は、2001 年及び 2010 年の日本政府報告書審査で、国の行政的および法的行動の欠如を指摘したが、それに従った措置は何もとられてこなかった。松井知事の発言は 4 条(c) 項が規定する人種差別の助長にあたるのではないか。

要請

ここに署名する私たちは、内閣官房長官、警察庁長官および大阪府知事に次のことを要請します。

内閣官房長官

－ 1) 今回の事件は、公務員が起こした差別的言動であり、本年 6 月に施行されたいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」の法の精神に反するものです。この法律はヘイトスピーチをなくすために一般市民を教育することを一つの柱にしていますが、法律を執行する職員や行政サービスに携わる職員に対する人権研修に関して、政府はどのような方針をもっているのか、具体的に示すよう要請します。

－ 2) 先の 5. および 6. で述べたように、国連の人権条約委員会から日本政府に対して法執行官および国あるいは地方の当局に対して、具体的な措置や行動の勧告がなされてきました。これら勧告をどのように実施してきたのか、また、その結果はどうであったのか具体的に示すよう要請します。

警察庁長官

－ 1) 現在沖縄には他都道府県の警察から多数の機動隊員が派遣されています。これら派遣職員に対して沖縄の歴史、戦後から返還そして現在に至るまでの歴史的経緯についてどのような研修を行っているのか、その内容について具体的に示すよう要請します。

－ 2) いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行された後、警察庁は各都道府県の警察に本法律の施行に関する通達を出された。その中に「法を踏まえた警察の対応」として法の趣旨を踏まえ、法に対する警察官の教養を推進するよう指示されている。この通達に沿って各都道府県警察はどのような措置や行動をとっているのか、具体的に示すよう要請します。

大阪府知事

－ 1) 松井知事のツイッター上でのつぶやきは、日本により戦争中に多大な犠牲を強いられ、戦後は国内にある米軍基地の 74 パーセント以上を押しつけられてきた沖縄県民にとってその傷をさらに深める結果となっています。松井知事にこの発言を撤回するよう要請します。

－ 2) 松井知事の発言は上述 7. の人種差別撤廃条約 4 条(c) 項の差別の助長にあたるのではないのでしょうか。その点について明確な見解を示すよう要請します。

－ 3) 2015 年 3 月改定の大阪府人権教育推進計画は、セクション 4 の推進計画で、「警察職員に対する人権研修の推進」について規定しています。さらに、日本が共同提案国になっている国連人権教育のための世界計画第 3 フェーズ (2015-2019) 行動計画のテーマは「高等教育における人権教育」と「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育」です。これらに沿って、大阪府警察職員に対する人権研修を積極的に推進するよう要請します。

呼びかけ団体

人種差別撤廃 NGO ネットワーク
特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
外国人 인권法連絡会
反差別国際運動
部落解放同盟
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

賛同団体

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）
市民外交センター
特別非営利活動法人コリア NGO センター
在日大韓基督教会社会委員会
市民フォーラムよの
仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク・東北ヘルプ
外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議
外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会
日本基督教団北海教区アイヌ民族情報センター
平和力フォーラム
全国在日外国人教育研究協議会
日本基督教団神奈川教区寿地区センター
中部外キ連
「平和を求める祈りの祭典」実行委員会
神戸学生青年センター
一般社団法人神奈川人権センター
社会民主党川崎市連合
沖縄平和行進参加者の会
フォーラム平和・人権・環境
全石油昭和シェル労働組合
Anti-Racism Project (ARP)
在日本朝鮮人 인권協会
カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピス
日本カトリック難民移住移動者委員会
山梨外国人 인권ネットワーク オアシス
全国キリスト教学校人権教育研究協議会
日本キリスト教会人権委員会
かながわみんとうれん
特定非営利活動法人アジア女性資料センター
特定非営利活動法人 JFC ネットワーク
すべての外国人労働者とその家族の 인권を守る関西ネットワーク（RINK）
アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」（wam）
国際人権活動日本委員会
首都圏移住労働者ユニオン
特定非営利活動法人在日外国人問題研究会
カラバオの会
神戸国際キリスト教会
エラスムス平和研究所
神戸国際支縁機構
スクラムユニオン・ひろしま
在日外国人の年金差別をなくす会
在日無年金問題関東ネットワーク
外国人住民基本法の制定を求める関東キリスト者連絡会

差別排外主義に反対する連絡会

日本聖公会 正義と平和委員会

日本聖公会 日韓協働委員会

日本聖公会 人権問題担当者

日本聖公会 青年委員会

聖公会生野センター

カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター

カトリックさいたま教区国際交流センター オープンハウス

さっぽろヒューマンライツ

I 女性会議

在日韓国人問題研究所

以上 60 団体